

論点整理案

A: 論点として取り上げるもの

B: 担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの

C: 検討の対象外とするもの

※ 「関連する現行施策」の番号については、平成21年版犯罪被害者白書P151～掲載の「犯罪被害者等基本計画 V 重点課題に係る具体的施策(258施策)一覧」参照

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する整理案

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
1	【犯罪被害者に対する自賠責並みの保障】 犯罪被害給付制度は、最高額というだけではなく、補償の内容を自賠責並みにしてほしい。	22	A	・犯罪被害給付制度の拡充要望としてA
2	【被害者遺族の範囲拡大】 支援法では、被害者の遺族としての支給対象に、内縁の妻・夫が含まれているが、法的手続きを行っていない養子(事実上の子)については、子としての実態が存在したとしても支給対象となっていない。事実上の子も「被害者等」に含めるように改正してほしい。	(新規)	A	
3	【胎児について人として扱うこと】 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。胎児の被害についても、加害者に刑罰を科してもらいたい。損害賠償及び保険制度においても胎児を人として認め、保障を万全にしてほしい。	(新規)	C、A	・加害者に対する厳正な対処を望む被害者の心情は理解できるものの、新たな刑罰法令を設けることは犯罪被害者等施策の範囲を超えるため、胎児の被害についての加害者への刑罰についてはC ・損害賠償については、民法においてすでに規定していることからC ・保険制度については、自動車損賠賠償保障制度における胎児補償の拡充としてA
4	【後遺障害認定基準の見直し等】 後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものへの見直しや、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現してほしい。 経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立してほしい。	20、21 & 2、3	A	
5	【犯罪被害給付金の入院要件の削除】 現在の犯罪被害給付金の支給要件について、3日以上入院という要件を削除してほしい。 無理して入院しない被害者もいるので、加療期間の要件だけで足りるのではないか。	21	A	
6	【刑事裁判への被害者参加旅費】 国選の被害者参加弁護士に対しては遠距離の場合、旅費の実費支給も認められているが、参加人被害者には、何ら旅費の支給はなく、自腹となっている。そこで、少なくとも被害者の参加が認められ、資力要件を満たす被害者参加人に対して、旅費の支給をすべきである。	(新規)	A	・刑事裁判への被害者参加旅費の支給としてA (被害者国選弁護制度との整合を図る必要性は認められないので、「資力要件を満たす被害者参加人に対して」は除外)

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
7	【被害者参加制度と裁判員裁判制度】 裁判員は旅費、宿泊費に日当まで支給される。犯罪被害者が裁判に参加するためには一部の自治体の取り組みを除けば、自費である。このアンバランスについても対応してほしい。	(新規)	A	・刑事裁判への被害者参加旅費の支給としてA
8	【地方居住の犯罪被害者への交通費援助】 地方在住の犯罪被害者が東京の裁判所での傍聴などを希望する場合に、交通費が支給されるよう法律を制定してほしい。	(新規)	A	・刑事裁判の傍聴のための旅費の支給としてA
9	【病院における証拠保全】 (性犯罪について)証拠物件を採取し、告訴するかどうか被害者が決断可能となるまで、それを証拠として病院で保全するような制度を整備してほしい。証拠採取は、性暴力に対応する専門教育を受けた同性の看護師、子どもの場合は専門的訓練を受けた小児科医が担当する。 また、その後、必要となる身体的ならびに精神的治療費を無料にしてほしい。治療・裁判に要する休業損害への補償をしてほしい。	(新規)	A	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。 ・被害者参加制度に参加する際の休業補償についてA
10	【損害賠償の請求についての援助】 現在、法テラスによる民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減が図られているが、性犯罪被害者が損害賠償請求を行う場合に、カウンセラーなどが弁護士との打ち合わせに同行したり、公判の付き添いや心理学やカウンセリングの専門家としての意見書を作成したり、証人として証言することも多く、それら費用についても被害者の負担の軽減が図られるようにしてほしい。	4	A	・損害賠償請求に伴うカウンセラー等に要する経費の公費負担としてA
11	【被害直後の緊急貸付制度創設】 自治体に対して、被害直後の緊急貸付制度の創設を義務化してほしい。	(新規)	A	・地方自治の尊重の観点から、「義務付け」はC、「地方公共団体における犯罪被害者に対する給付・貸付制度の導入促進」としてA
12	【保険賠償制度の自賠償保険への一本化】 民間保険会社は、払い渋りをするので、被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠償保険に一本化してほしい。	14、15	B (金融庁)	・払い渋り対策の強化としてB、自賠償への一本化についてはC
13	【給付金の迅速な支給】 犯罪被害者等給付金については、支給対象及び支給額が拡大されてきたが、実際の支給までに時間がかかり、経済的に困窮する被害者が多いことから、できるだけ短期間で給付金が支給されるように配慮してほしい。	20	B (警察庁)	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
14	【被害後の治療に対する経済的支援の拡充】 (性犯罪被害について)被害後の心身の治療に際して発生する費用の全額もしくは一部を支援する給付金等を支給してほしい。	23	B	内閣府男女共同参画局における男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
15	【性犯罪被害者の緊急避妊等の要する経費の負担軽減】 性被害者に対して緊急避妊、性感染症検査に要する経費援助はなされているが、エイズ検査は対象となっていない。加害者が不特定多数と関係しているケースも多く、被害直後及び約3か月後の2回の検査の実施と公費による全額負担及び早急に安心して受けられる体制を整備してほしい。	23	B (警察庁)	
16	【初診料等の公的負担】 性犯罪に遭った際、直後に必要な初診料、検査費用、緊急避妊費用、民事裁判に必要な医師による意見書作成費用等の公的負担を全国化してほしい。	23	B (警察庁)、 A	・民事裁判に必要な医師による意見書作成費用等の公費負担についてA
17	【医療費の問題】 現在、性暴力被害者の医療費については、「犯罪被害者等支援法」による公的負担の制度はあるが上限がある。被害届を提出しない場合は被害者負担、感染症検査を希望すれば高額になる、人工妊娠中絶手術が必要になった場合はさらに高額になるなどの問題がある。これらの問題が改善されるよう公的負担を検討してほしい。	22、23	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
18	【PTSDの治療費】 PTSDの治療のためのカウンセリング、認知行動療法や暴露療法について、健康保険の適用を認めてほしい。	45	B (厚労省)	
19	【住居の優先的確保】 公営住宅への優先入居については、その条件や内容が被害者のニーズにそぐわない。自治体における対策の強化と併せて改善方策を検討してほしい。	26	B (国交省)	
20	【居住の安定】 犯罪被害者だから当然に公営住宅に入居できる制度はなく、抽選で当選する割合が増加するという程度の援助にとどまる。条例で、犯罪被害者は、当然に公営住宅に入居できるという制度を採用してほしい。	26	B (国交省)	
21	【居住の安定】 加害者の追跡が厳しいDV被害者について、居住の安定は非常に大きな問題である。 日本では「緊急一時保護」を保障しているだけであり、先進国並みにステップハウスといった3～5年程度安全が確保される居所を国の責任において確保してほしい。 また、緊急一時保護について、必要な被害者が全て利用できるように民間シェルターの確保を含め一時保護施設を拡大してほしい。	29、32	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
22	【生活保護】 生活保護を受けている犯罪被害者が、犯罪被害者給付金を受け取ると、その金額が収入と認定され生活保護を打ち切られる場合が予想され、多くの犯罪被害者は、生活保護の打ち切りが怖くて犯罪被害者給付金の申請をしない。 犯罪被害者の場合、自立更生のためとは限定しないで、犯罪被害者給付金の金額は、生活保護支給査定における収入認定から除外するようにしてほしい。	(新規)	C	・犯罪被害者等給付金に係る収入認定の取扱いについては、犯罪被害者等給付金に限らず、生活保護制度における補償金、見舞金等の取扱いに係る根本的な考え方に関わる問題であり、計画見直しの場で検討することは困難である。
23	【損害賠償債務の国による立替払い】 犯罪被害者が民事裁判(付帯私訴)で、加害者に対する損害賠償命令を得たものの、加害者が支払能力を有しない場合、自動車損害賠償補償法と同等に、国が代わって補償することとしてほしい。また、過去の被害者についても遡及して救済の措置をとることと、公訴時効による未解決事件についても同様な措置をしてほしい。 また、相手が無資力で損害賠償請求をあきらめざるをえなかった者へも補償してほしい。	2	C	・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ただし、犯罪被害給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。 遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前期最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ・犯罪被害給付制度は、未解決事件についても対象としている。
24	【立替払い制度等の導入】 当面の資金に窮して不利益な条件での示談などに応じざるを得ない状況に追い込まれたり、被害者支援の制度を利用できないという現実を改善するために、立替制度あるいは一時貸付制度のような対策を早期に実施してほしい。	2	C	・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ただし、犯罪被害給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。 遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ・現行計画において、すでに犯罪被害給付制度の迅速な裁定等犯罪被害給付制度の運用改善が盛り込まれている。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
25	【被害賠償等】 被害者省を新たに作り、被害者の経済的損失を事件直後から全ての窓口になり、一旦立て替え払いをする。加害者に請求すべきものは、確定後に請求をし、加害者の支払い能力がない場合は、政府が犯罪被害者給付金をはじめ、新たな福祉的給付制度を作ってこれに対応してほしい。	2	C	・経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、その結論を変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。 ただし、犯罪被害給付制度の拡充については、別途要望が寄せられていることから、検討対象とする。 遡及効についても、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。
26	【給付金の遡及適用】 救済の必要性については、改正前の被害者も改正後の被害者も同様であることから、適用を遡及的に認めてほしい。	22	C	・遡及効については、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、前記最終取りまとめでは「新たな法制度を遡及適用することはしない」との結論が出されており、これについても変更するほどの状況の変化があったとはまでは言えず、今回の見直しの対象とすることは困難である。
27	【国による養育費の立替払い】 DV被害者については、事件化が困難で損害賠償になじまない。DV被害者については加害者が養育費を支払わない事例も多く、養育費の支払いが復縁を迫る根拠とされることから、養育費について、国が立替払いをする制度を整備してほしい。	(新規)	C	・母子家庭の経済的困窮の救済方策は福祉制度の制度設計に関わり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
28	【犯罪被害者等給付金の改定】 犯罪被害等給付金の支給要件を変更一性暴力被害については入通院要件を廃止し、「性暴力被害に遭った」ことで給付金が受給できるようにしてほしい。	(新規)	C	・性犯罪被害者に対する救済策は、現金給付よりも、相談窓口の充実等を優先して検討の対象とするのが適当である。なお、相談窓口の充実等の性犯罪被害者の支援の充実については、内閣府男女共同参画局における男女共同参画基本計画の見直しの中で検討が進められている。
29	【犯罪被害給付制度の海外における邦人被害者への適用】 自助の精神から、海外で被害に遭った邦人に対して、犯罪被害給付制度を適用してほしい。なお、被害にあった国における補償を受けた場合には救済は受けられないものとしてよい。	22	C	・海外での犯罪被害にも給付が可能である(財)犯罪被害救援基金による支援金支給事業の運用状況を踏まえて検討する必要があることから、現時点でその推移を見守るのが適当と思われる。
30	【税制上の措置】 海外で支払われる補償金等については、「支援法」第18条(公課の禁止)を準用し、課税対象外とすることを明記してほしい。	(新規)	C	・一定の見舞金や損害賠償金等については、所得税法第9条第1項第16号により非課税とされる。外国政府等から支払われる補償金等が、同号の見舞金等に当たるかどうかは、その補償金等の性質等により個別に判断されており、現行法の下でも適切な対応が可能である。

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
31	【人身取引被害者を犯罪被害給付制度の対象に】 人身取引被害者は、身体的被害のみならず深刻な心理的ないし精神的被害を被っている場合が多く、また、外国籍の人身取引被害者は、欺罔や脆弱性につけ込まれる等の手段により、かつ我が国に需要があるからこそ日本に移送されて来たのであって、単なる一時的滞在の外国人とは事情が異なることから、犯罪被害給付制度の対象としてほしい。	(新規)	C	・一時滞在の外国人にも給付が可能である(財)犯罪被害救援基金による支援金支給事業の運用状況を踏まえて検討する必要があることから、現時点では、その推移を見守るのが適当と思われる。
32	【国の財源による人身取引被害者の民事法律扶助制度の利用】 現在、民事法律扶助制度を利用できる外国人は「我が国に住所を有し適法に在留する者」に限られている。人身取引の被害者は、「我が国に住所を有する」とは認められないことが多く、制度を利用することができない。国が財源と運営に責任をもった民事法律援助制度の利用を第一義的に可能としてほしい。	4	C	・住所が定まらない場合であっても、そのことにやむを得ないと認められる理由があり、かつ、日本司法支援センターの地方事務所や事件を受任する弁護士等との間で確実な連絡方法を確保することができると判断されるときには、民事法律援助の利用も可能である。
33	【被害者への賠償金の供託等】 被害者が賠償金の受取りを拒否した場合、加害者が供託する例があるが、刑事裁判終了後に加害者が取り戻しをしている。このような場合には、被害者の承諾を必要とする制度としてほしい。また、賠償金の分割払いの約束が確実に実行されるような制度としてほしい。	(新規)	C	・供託制度及び民事執行全体に関わる問題であり、見直しの場で検討することは困難である。
34	【民事裁判における尋問の規定の整備】 12歳程度の少年の目撃調書には、警察の誘導の傾向があり、事実を述べたとは言えない状況があるにもかかわらず、民事裁判では本人に尋問できないため、真実が明らかになりにくい。被害者側は事実を反映しない過失相殺を受けがちである。このような場合に、目撃者に尋問できる規定を整備してほしい。	(新規)	C	・現行法においても、少年の証人尋問は可能である上、証人となった者は証人尋問に応じる義務がある(民事訴訟法第190条)。
35	【雇用の安定】 加害者の追跡が厳しく、住民票も移せず、通称名で生活せざるを得ないことも多いDV被害者の雇用を進めるため、住所を明らかにしなくても雇用可能な理解ある事業主を登録する制度を設けるなど雇用の拡大を図るようにしてほしい。	(新規)	C	・事業主側にも誰を雇用するかを選定する自由があることや労災制度との関係など雇用関係全体に関わるテーマであり、犯罪被害者施策の枠内に止まらない。なお、現状においても、DV被害者に対する職業相談等の就労支援が行われている。
36	【雇用の安定】 1 基本計画に「被害回復のための休暇制度」については盛り込まれているが、さらに拡大して、転勤や単身赴任などに関しても、犯罪被害者等に対する理解を最優先するよう各企業に対して指導してほしい。	42	C	・労働契約に関するルールの在り方全体に関わる話であるため、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらず、計画見直しの場で検討することは困難である。
37	【雇用の安定】 2 各犯罪の予防、被害者対策などを担当する行政機関の部署に「犯罪被害者採用枠」として、積極的に犯罪被害者等を採用する制度を検討してほしい。	35	C	・犯罪被害者の就労については、行政機関だけでなく広く一般企業を念頭において、被害者の能力や適性を生かせる職場に就労できるようにすることが必要であり、現行施策(公共職業安定所におけるきめ細かな就労支援の適正な実施)により対応可能である。 なお、被害経験者からの支援が被害者にとって効果的な場合も多いものとは思われるが、提案のような制度を設けることは、「経験した者でなければ、被害者の心情を理解した支援ができない。被害者支援は被害経験者が行うもの。」といった被害経験のない者による支援を軽視する風潮につながりがかねないことが懸念される。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
38	【女性専用の職場を】 性犯罪の被害者は、男性がいるだけで怖くて働くことができない人もいる。協力する企業に国が助成金を払うなどして、性犯罪、セクハラ等に配慮した女性専用の職場を各県に作ってほしい。	(新規)	C	・性別による就労制限がどこまで許されるかという、男女共同参画や雇用のあり方等に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらない。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
39	【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】 性犯罪被害者が、被害直後に精神科や民間のカウンセリングルームなどでカウンセリングを受ける費用を3回程度負担している自治体もあり、このような制度を全国で実施するようにしてほしい。 性犯罪被害者が、被害によってPTSD症状などを呈している場合に、専門的なカウンセリングを長期にわたって受けられるよう、国がその費用を負担するような制度を構築してほしい。（性犯罪加害者からの罰金を財源とするなどして。）	22	A	
40	【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】 DV被害者は、うつ・PTSD等で長期にわたる通院が必要となることがほとんどである。犯罪被害からの回復にかかる費用を国が負担するようにしてほしい。	22	A	
41	【長期にわたる精神疾患等への援助の充実】 犯罪被害を原因とするPTSDの治療については、自己が負担する部分について公費負担をしてほしい。	22	A	
42	【被害者参加制度と裁判員裁判制度】 2 裁判員のPTSDへの配慮から無料カウンセリングを最高裁は打ち出している。一方、より深刻な打撃を受けている犯罪被害者は自費でカウンセリングを受けることになり、橋渡しも円滑ではなく、このアンバランスは被害者にとって理不尽に思えることから検討してほしい。	112	A	
43	【PTSD治療における暴露療法の積極的導入と公費負担】 欧米のPTSDガイドラインで十分にエビデンスの取れている「暴露療法」を積極的に導入し、被害者が安心して治療的援助を速やかに受けられるようなシステムを構築してほしい。 また、被害者がPTSDの治療を望む場合、費用を国で負担するよう法的整備をしてほしい。	43 44 45	前段C 後段A	（前段について） ・暴露療法を含む個別の療法の適用については、個別の診療の中で、対象者の症状等具体的状況に応じ、その必要性の判断がなされるべきでものであり、見直しの場で検討することは困難である。
44	【健康保険利用における誓約書等の提出不要】 犯罪被害者が病院で治療を受ける場合、健康保険を利用するために、健康保険法施行規則第65条にもとづき、実務上、第三者（加害者）の誓約書を提出させている。 重大な被害のあった刑事事件では、加害者は拘置所などに収容されたり、不誠実で誓約書の提出は不可能である。犯罪被害者が健康保険を使用できない事態をさけるために第三者（加害者）の誓約書を提出不要としてほしい。	（新規）	A	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
45	【司法解剖】 遺族の知らないままに、臓器等の遺体の一部が解剖先の大学病院などで保管されている事実がある。司法解剖に関する遺体の管理について、法律を作るか、あるいは、警察がきちんと遺族に説明することを徹底してほしい。	(新規)	B (警察庁、法務省)	・警察官及び検察官からの説明の徹底としてB
46	【婦人保護施設における人材育成と専門教育カリキュラムの整備】 婦人保護施設の職員は、性暴力被害者にとって最も身近な支援者である。現状では専門教育も受ける機会が少なく、専門的支援スキルもなかなか修得できにくい。被害者が求める人材育成を図り、地域差のない支援を提供されるべきである。それは現場での専門性の養成のみに留まらず、専門教育機関でも実践に役立つカリキュラムの実施を国レベルで構築してほしい。	(新規)	B (厚労省)	
47	【安全確保の強化】 保護命令中の加害者の居所について、被害者に定期的に伝える等安全確保策を強化してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、配偶者からの暴力事案における被害者保護の推進についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
48	【被害者参加制度と裁判員裁判制度】 1 裁判員は「裁判員特別休暇」制度がかなりの企業で普及している。一方、犯罪被害回復のための特別休暇制度は、広報も積極的に行われていない。被害者が市民(裁判員)よりも不十分な扱いを受けている印象を受けるので、裁判員裁判制度とセットで強力に推進していく必要がある。	42	B (厚労省)	
49	【専門医の養成と治療システムの整備】 性暴力被害者の治療にあたる精神科専門医は全国的にみても大変少ないのが現状である。性暴力被害によるPTSDなどの後遺症への治療、さらに子どもに至っては児童精神科の専門医師はあまりにも少ない。この現状は年齢を問わず被害者の権利回復のために解決すべき喫緊の課題である。何処に住んでいても被害者が安心安全に支援(治療)を受けられるよう専門医の養成とシステムを強化充実させてほしい。	43 44 53	B (厚労省)	
50	【交通事故被害者専用リハビリ施設の病床数の増加】 独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)により指導経営されている交通事故被害者専用リハビリ施設である療護センターについて、希望してもすぐ入所できないため病床数を増やしてほしい。	48 49	B (国交省)	
51	【医療機関における被害者支援に係る人材の教育・育成と体制の整備】 (性犯罪について)医療機関の現状では、医療者自体に専門的な教育を受けた人がかなり不足している中で、被害者支援が実際に行われている。ガイドライン、マニュアルの整備もかなり遅れている。医療機関で被害者支援にかかわる人材の教育と育成の体制を整備してほしい。	53	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
52	【SANE(性暴力被害者支援看護師)の養成と活用】 性暴力被害者支援看護師を民間で養成している。今までに、40時間の研修プログラムで180名程度を養成しているが、活用の場所を考えてほしい。	53	B	・男女共同団各基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
再 掲	【病院における証拠保全】 (性犯罪について)証拠物件を採取し、告訴するかどうか被害者が決断可能となるまで、それを証拠として病院で保全するような制度を整備してほしい。証拠採取は、性暴力に対応する専門教育を受けた同性の看護師、子どもの場合は専門的訓練を受けた小児科医が担当する。 また、その後、必要となる身体的ならびに精神的治療費を無料にしてほしい。治療・裁判に要する休業損害への補償をしてほしい。	53 42	B A	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。 ・治療費及び治療のための休業損害については、一定の要件に該当すれば、現在でも犯罪被害給付制度の重傷病給付金の対象である。 ・被害者参加制度に参加する際の休業補償についてA
53	【保険医療サービス及び福祉サービスの提供】 重度のPTSDに対して専門的治療を行うことができる精神科医やカウンセラーが圧倒的に少なく、特に地方では全くといっていいほど見つからないため、遠方まで交通費をかけて治療に通うなど、被害者に負担がかかったり、全く治療を受けられず症状が深刻化する状況があるので、PTSDの治療技術をもつ専門家の養成のための体制整備を早急に行ってほしい。また、外国籍被害者に対するカウンセリングサービスや通訳確保等の整備に取り組んでほしい。	前段は 43 44 45 後段は 新規	B (厚労省)	
54	【脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定】 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害と認定し、これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実を図ってほしい。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労センター等の設立及び運営への支援を拡大してほしい。	前段新規、後段 48 49	A B (国交省) (厚労省)	(前段について) ・自動車損害賠償保障制度における後遺障害認定基準の見直しとしてA
55	【長期的支援の取組】 1 精神保健福祉センター、保健所の「心の健康相談」窓口に、犯罪被害者も相談しやすい体制づくりをしてほしい。また、保健師などによる訪問支援を積極的に行ってほしい。 2 犯罪被害者遺族は、だれしも自殺念慮があり、自殺予防の観点からも、精神保健センター、保健所は被害者遺族支援に積極的に取り組んでほしい。	43 44	B (厚労省)	
56	【犯罪被害に関わる知識・技術を持った医療関係者の養成及び体制の整備】 特に性暴力の被害者は、医療機関においてキットによる証拠の採取が必要であるし、刑事事件として訴えるには、医師にとって負担となる診断書が必要となる。また、性暴力に対する理解がないことから配慮のない対応がとられることがある。 被害者が、心身の回復につながる医療を受けられるよう、医療関係者の教育の徹底と体制の整備を実施してほしい。	53 (新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
57	【法科大学院における教育】 法科大学院で犯罪被害者支援の教育を実施しているところが少ないことから、実施が徹底されるようにしてほしい。	58	B (文科省)	
58	【学校の児童生徒が性犯罪被害者となった場合の学校内での取組】 ・学校内において被害回復のための取組体制の実施 ・担任・養護教諭等の性被害問題に精通した対応が重要 ・個人情報の保護を図りながら取組がなされること ・被害者と加害者が同じ学校の場合は、被害少女の親と加害少年の親との修復的対話が必要な場合もあることから、一歩踏み込んだ対応を検討する必要がある。 ・精神的治療が必要な場合、その時の遅刻・早退等に対して正しい理解・対応が望まれる	62 63 64	B (文科省)	
59	【再被害防止、暴力団の危害行為の未然防止】 警察で現在もやっているが、今まで以上にやってもらいたい。	82、83	B (警察庁)	
60	【保釈に関する意見】 「加害者の保釈に関し、検察官が犯罪被害者等から事情を聞くなどにより、その安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく」とあるが、提出する意見として、被害者の安全により一層配慮した内容を盛り込むようにしてほしい。	84	B (法務省)	
61	【関係者からの二次被害防止の徹底】 警察・検察・裁判所への性暴力被害者に関する教育の再徹底してほしい。被害者事情聴取における支援員、弁護士等の同席を認めてほしい。	研修は 98 同席は 新規	B (警察庁、 法務省) 後段はC	・裁判所においても犯罪被害者等に関する研修は行われているが、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であり、裁判所における研修についてはC ・支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
62	【事件に関わる知識・技術を持った警察・司法関係者の要請】 性暴力の被害者が、警察、検察、裁判所において、性暴力に対する理解のなさから二次被害に遭うケースがいまだにある。特段の配慮がなされるよう、警察、検察、裁判所関係者の教育を徹底してほしい。	98 99 101	B (警察庁、 法務省)	・裁判所においても犯罪被害者等に関する研修は行われているが、裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であり、裁判所における研修についてはC

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
63	【保護司への研修体制の充実】 事件後10年以上を経過しても殺人事件遺族には支援が必要である。加害者の仮釈放や民事裁判の消滅時効の問題など、相談窓口として本来であれば、保護観察所の被害者担当官、被害者担当保護司が担うべき役割と思うが、機能していない。保護司への研修体制を充実させてほしい。	99	B (法務省)	
64	【性被害者に配慮した事情聴取・刑事裁判手続】 性犯罪被害者に対する女性警察官の事情聴取を徹底してほしい。また、取調室を避けるなど環境への配慮を徹底してほしい。	107	B (警察庁)	
65	【警察における取調べの配慮】 ・性犯罪被害者からの事情聴取や調書作成にあたり、女性警察官による対応、部屋の扉を閉めずに被害女性を部屋に入れる、知人の付き添いを望む場合は同伴を可能にするなどの被害者の心情に配慮した対応を徹底してほしい。また、通院する医療機関等との連携を可能にしてほしい。 ・担当の警察官等は被害者の要望があれば交代ができるようにしてほしい。 ・全国レベルの研修を徹底し、ばらつきがないようにするとともに、告訴取り下げを強要しない、ポルノ小説のような調書をとらないなど、被害者に配慮した対応を徹底してほしい。	107	B (警察庁) ただし、取調べの知人同伴についてはC	・女性警察官による対応の促進、扉を閉めずに対応する、医療機関等との連携、告訴の適切な取扱い、調書作成能力の向上についてB ・支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。 ・警察内部の人事のあり方に関するもので、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
66	【裁判所の被害者控え室の設置】 東京地裁・大阪地裁に設置されているように、その他の裁判所においても被害者控え室を設置してほしい。	(検察庁について) 111	C	・既に、すべての地方裁判所本庁、家庭裁判所本庁、裁判員裁判実施支部において、犯罪被害者の方が待合室として利用できる部屋を設置している。
67	【裁判傍聴における付き添い支援員の傍聴席の優先的確保】 被害者単独では、傍聴が難しい場合もあるので、付き添い支援者に対する優先傍聴券を確保してほしい。	(新規)	C	・現状においても対応可能である。
68	【裁判傍聴における付き添い支援員の傍聴席の優先的確保】 犯罪被害者等基本法を改正するなどし、自ら公判手続きを傍聴するに際し、支援員らの傍聴を希望する場合、または、これらの者の代理傍聴を希望する場合には、被害者等による優先的な傍聴を意味あるものにするため、支援員らについても優先的な傍聴を認めてほしい。	(新規)	C	・現状においても対応可能である。
69	【少年審判における支援員の傍聴申請等の代理】 犯罪被害者は、少年審判における傍聴や説明を希望できるが、今回改正された少年審判規則では、弁護士だけが傍聴申請や説明の代理人となれるのみである。民間団体の活動が発展してきており、少年審判規則で、代理人を弁護士に限定することは無理がある。少年審判規則で、全国被害者支援ネットワーク加盟の民間団体の援助者も代理人となれる制度を導入してほしい。	122	C	・傍聴等の申出書を郵送により裁判所に提出してもらうなど被害者等に負担をかけない運用が現状においても可能である。犯罪被害者本人の記入した申出書を支援員が裁判所に持ってきて提出することは現状においても可能な場合がある。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
70	【被害者情報保護制度の確立】 裁判員選任過程における被害者情報の開示・漏洩については、裁判所、検察庁に配慮の様子が同われるが、制度的な担保がない。その他の刑事手続等を含め、全般的に被害者情報保護の制度を確立してほしい。	(新規)	C	・裁判員制度については、裁判員法施行3年経過後に施行状況について検討することとされていることから、法務省において「裁判員制度に関する検討会」が設けられている。このため、計画見直しの場で裁判員制度について検討することは難しい。
71	【裁判員裁判制度における性犯罪への配慮】 ・裁判員を選任するまで被害者特定事項を開示しないでほしい。 ・裁判官及び裁判員が性犯罪裁判にあたる場合は、裁判開始前に必ず性犯罪の実態及び二次被害についての研修を行ってほしい。 ・被害者が希望する場合は、ビデオリンクや遮蔽を裁判員との間に設けるなどの措置をとってほしい。	(新規)	C	・裁判員との間の遮蔽を除き、現状でも対応可能である。 ・裁判員との間に遮蔽を設けることができるかどうかは、裁判員制度全体についての検討の中で議論される必要がある。裁判員制度については、裁判員法施行3年経過後に施行状況について検討することとされていることから、法務省において「裁判員制度に関する検討会」が設けられており、犯罪被害者等基本計画見直しの場で裁判員制度について検討することは難しい。
72	【女性職員の増員】 特にDV事案については、被害者が男性に恐怖を感じていることから女性職員の対応が望まれる。警察官に限らず、検察や裁判所においても女性職員を増員してほしい。	(新規)	C	・男女共同参画や採用のあり方等に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらない。
73	【サリン事件被害者の長期的ケア】 サリン事件が起きた翌96年から被害者の後遺症のケアを続けているが、今なお残る後遺症の訴えは、早期援助団体とは異なる中期的ケアの主体が必要不可欠であることを示しており、こうした継続的診療サポート活動に対する公的支援を強く要望する。	(新規)	C	・個別事件についての支援策について計画に盛り込むことは困難であるので、見直しの場で検討することは難しい。
74	【被害者の優先傍聴の際の配慮】 傍聴する被害者が、被害者であることを知られたくないと希望した際には、優先傍聴席を明確に設けるのではなく、傍聴人の中に紛れ込ませるなど、被害者の心情に配慮した対応をしてほしい。	(新規)	C	・現状においても対応可能である。
75	【PTSDの治療費】 PTSDの治療について、健康保険の適用が打切られるケースがあるので、全てに保険適用を認めてほしい。	45	C	・どのような事例を指しているのか明確ではないが、「医学的に治療が必要な状況ではないが、医師に話を聞いてもらいたい」というようなケースを指すのであれば、医師ではなく、民間被害者支援団体の相談員等に話を聞いてもらうことが考えられる。
76	【全国に女性専用電車を導入】 痴漢の温床となっている全国の電車について、女性専用電車を導入してほしい。	(新規)	C	・被害発生の未然防止に係る要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
77	【高次脳機能障害者からの供述調書録取の廃止】 高次脳機能障害者については、事故事実を忘れて、事実と異なることを言うことが多く、真実を知ることが不可能である。また、後日の民事裁判の際に、調書が被告の有利な証拠として採用され、被害者側は不当な立証活動を余儀なくされがちであることから、高次脳機能障害者からの供述調書録取については廃止してほしい。	(新規)	C	・犯罪捜査のあり方に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
78	【子どもならびに障害者の被害者への対応】 被害後あまり時間が経過しない内に、専門家が一同に会し、事情聴取を1回にするとか、事情聴取を障害者の住み慣れた自宅で実施するとか、被害者が発言を求められる場合に、日ごろからケアに携わる者の同席を求めるなど、子どもや障害者の特性に配慮した施策を実施してほしい。	(新規)	C	・専門家が一同に介する事情聴取方法が可能かどうかは、司法・行政手続のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。なお、自宅での事情聴取や子どもからの事情聴取の際の保護者の同席については、個々の事案に応じて現状でも配慮がなされている。
79	【支援者、支援弁護士の立ち会い】 警察での被害者からの事情聴取の際に、被害者支援者、支援弁護士の立ち会いを認めてほしい。	(新規)	C	・支援員・弁護士の同席については、犯罪捜査全般のあり方に影響を及ぼし、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
80	【加害者に対する取調べ】 たとえ刑事告訴に至らなくても警察官の取調べが、加害者に対して必ず行われるようにしてほしい。	(新規)	C	・犯罪捜査のあり方に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
81	【記録の長期保管】 家族を守るために虐待を明らかにせず、家族の維持を希望する思春期の子供がいる。将来的に問題は必ず明らかになるので、記録は長期保管するようにしてほしい。	(新規)	C	・児童相談所の調査記録等に関する要望と思われるが、公的機関における公文書の保管に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
82	【一時的給付から恒久的安心保障システムへ】 サリンの後遺症は今後においても予測不可能である。治療やケア、未知の化学的影響の可能性の検査・検診体制を国として確立するとともに、被害者への途切れのない支援のサービス提供を実施してほしい。	(新規)	C	・具体的な事件の支援策について犯罪被害者等基本計画に盛り込むことは困難である。
83	【健康保険料減免に関する条例制定】 地方自治体の条例には、地震台風などの災害の場合、健康保険料の減免についての条文があるが、犯罪被害者の場合、健康保険料の減免又は免除についての条文はない。犯罪被害を受けた直後から長期間経過した後でも、遡及的に健康保険料の免除申請をできるように条例改正をしてほしい。	(新規)	C	・健康保険料の減免については、各市町村の条例に基づいて行われているものであり、国として一律の対応を求めることが困難であることから、見直しの場で検討を行うことが困難である。

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
84	【プライバシーの保護】 捜査、公判等の過程における保護として、刑事事件や公判における配慮や、情報の保護として、法廷や住民基本台帳の閲覧制度などが規定されているが、これら以外の様々な場面で、犯罪被害者のプライバシーは流出の可能性がある。これらを個々の判断に任せるのではなく、一定基準を施策として定めることで犯罪被害者等が、より安全で安心して暮らせる社会を実現してほしい。	76	C	・公務員には守秘義務が課せられているうえ、個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法等ですでに一定の制度的枠組みが設けられている。

第3 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
85	【犯罪被害者等への情報提供の拡充と少年犯罪における親の責任の明確化】 現在、加害者の仮釈放・仮退院についての意見を述べる制度として「意見等聴取制度」があるが、意見を言うための情報を得るため、希望により受刑者の状況を刑務官に質疑できるようにしてほしい。 また、少年犯罪においては、加害少年の親の責任を明確にし、加害者の親にも責任を自覚させる措置や加害少年を更生させるための教育をする制度・仕組みを導入してほしい。	(新規)	前段についてA、後段はC	(後段の加害者の親の責任の明確化について) ・少年法全般に関わる要望で、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
86	【被害者参加人のための国選弁護制度の資力要件緩和】 被害者参加制度のための国選弁護制度については、資力の要件が150万円未満とされており、なかなかその制度を利用することができないことから、要件を見直してほしい。	(新規)	A	
(再掲)	【胎児について人として扱うこと】 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。胎児の被害についても、加害者に刑罰を科してもらいたい。損害賠償及び保険制度においても胎児を人として認め、保障を万全にしてほしい。	(新規)	A、C	・加害者に対する厳正な対処を望む被害者の心情は理解できるものの、新たな刑罰法令を設けることは犯罪被害者等施策の範囲を超えるため、胎児の被害についての加害者への刑罰についてはC ・損害賠償については、民法においてすでに規定していることからC ・保険制度については、自動車損賠賠償保障制度における胎児補償の拡充としてA
87	【刑事確定記録の開示】 法務省において、刑事確定記録を開示するに当たっては、被害者の知る権利を満たすため、「被告人及び証人等の住所も含めて開示するよう周知徹底する。」という内容を基本計画に加えてほしい。	115	B(法務省)	
88	【性被害者に配慮した事情聴取・刑事裁判手続き】 性被害者に対する事情聴取において、女性警察官による事情聴取と安心して事情聴取に応じられる部屋の整備を徹底してほしい。 裁判員裁判において、性犯罪について、被害者に裁判員裁判・裁判官裁判の選択権を認めてほしい。	107 110 後段は新規	B(前段警察庁)、後段はC	・後段は、裁判員制度全体についての検討の中で議論される必要がある。裁判員制度については、裁判員法施行5年経過後に施行状況について検討することとされていることから、法務省において「裁判員制度に関する検討会」が設けられており、基本計画見直しの場で裁判員制度について検討することは難しい。
89	【不起訴記録開示】 一旦不起訴となると被疑者が本当に加害者であったのかも知らされないケースも多く、中には、被害者遺族が被疑者の顔もわからないケースが多く、同じ地域社会で生活していく上で大きな恐怖となる。そこで不起訴記録開示の範囲を大幅に広めて基本的にすべての捜査資料を被害者等には開示してほしい。	139	B(法務省)	
90	【不起訴記録の弾力的開示】 法務省において、「不起訴記録の弾力的開示を周知徹底する」とあるが、実情は、客観的な証拠の開示に限られており、供述調書までには及んでいないので、開示の範囲を広げてほしい。	139	B(法務省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
91	【捜査に関する適切な情報提供】 被害者にとって最も知りたい捜査に関する情報の一つに、被疑者・被告人の住所がある。第1回公判期日前に、住所がわからないことから、損害賠償命令の申立書の必要的記載事項を満たすことができないという切実な問題が各地で発生している。それ以前に、いかなる人物に危害を被ったのか加害者の属性を知りたいのが人間の本性である。そこで、第1回公判期日前に、被疑者・被告人の住居を開示してほしい。 また、特に警察段階では、捜査の進捗状況などについて必ずしも十分な情報提供が行われているとは言えないことから、捜査の進捗状況の情報提供について、さらに充実させてほしい。	133	B(警察庁)	・検察庁においては、現状においても、被害者等から要望があった際には、第1回公判期日前に、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面(被告人の住所についても記載されている)を交付している。
92	【交通犯罪捜査における配慮】 交通事故においては、警察・検察での捜査が十分でないため、その間隙について「自称・交通事故鑑定士」による二次被害が後を絶たない。このような被害をなくすため、警察での科捜研による完璧な捜査体制が確立し、すべての重大交通犯罪において科捜研の出動を義務付けてほしい。それが叶わないのであれば、国が鑑定士を国家資格にして厳格な資格審査を実施するか、民間鑑定組織を厳格に審査し委託するなどの方策を講じてほしい。	136	B(警察庁)	・交通捜査の充実要望としてB
93	【被害者視点に基づく加害者への対応】 加害者の施策は、加害者をいかに取り扱うかという加害者側の視点からつくられている。被害者が副次的な被害に苦しめられることがないよう、被害者視点にもとづく加害者への施策を実施してほしい。	47～15	B(法務省)	
94	【保護処分決定確定後の加害少年に関する情報の提供】 法務省において、「保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるような施策を実施する」とあるが、まだ不十分であると思われるので、加害者の情報はしっかりと被害者に提供してほしい。	144	B(法務省)	
95	【捜査段階における犯罪被害者等の心情等の引継ぎ】 まだ依然として捜査段階での被害者の心情が矯正施設に伝わりにくい構造が残っているので改善してほしい。	145	B(法務省)	
96	【加害者更生プログラムの充実及び義務化】 日本では、再犯防止策が十分ではない。再犯を防止し、国民が安心して生活できるよう、加害者更生プログラムを充実し、義務付けてほしい。	147 148 149	B(法務省)	
97	【被害者の視点を取り入れた矯正教育】 被害者の視点を取り入れた教育をさらに推し進め授業数を増やして実際に被害者が参加するグループワークやロールプレイを中心とする教育プログラムを創設してほしい。	147	B(法務省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
98	【性犯罪被害者に配慮した刑事裁判手続】 1 裁判員選任手続き等における運用の改善 ア 裁判員候補者については、被害者と同じ市町村に居住する者をはじめから除外すること。 イ 裁判員選任手続きにおいては、被害者の氏名、住所、年齢、職業など被害者を特定する事項を候補者に知らせない工夫をすること。 ウ 裁判員に選任されなかった裁判員候補者についても、被害者のプライバシー保護のために守秘することを教育すること。 エ 被害者が証人として法廷で証言を求められるときは、裁判員の質問等により被害者に二次被害が生じることがないように、予め裁判員に研修を施すこと。	(新規)	C	・1のアを除き、現状でも対応可能である。 ・1のアについては、裁判員制度全体についての検討の中で議論される必要がある。裁判員制度については、裁判員法施行3年経過後に施行状況について検討することとされていることから、法務省において「裁判員制度に関する検討会」が設けられており、基本計画見直しの場で裁判員制度について検討することは難しい。
99	【性被害者の裁判員裁判・裁判官裁判の選択】 裁判員裁判において、性被害者の心情に配慮した対応が不足している。強姦致傷の被害者は、裁判員裁判になることを懸念し、致傷であるにもかかわらず強姦だけでの告訴をせざるをえない状況もある。そこで性被害者については、被害者に裁判員裁判・裁判官裁判の選択権を認めてほしい。	(新規)	C	・裁判員制度全体についての検討の中で議論される必要がある。裁判員制度については、裁判員法施行3年経過後に施行状況について検討することとされていることから、法務省において「裁判員制度に関する検討会」が設けられており、基本計画見直しの場で裁判員制度について検討することは難しい。
100	【男性被害を念頭にいた強姦罪の改正】 男性のレイプ被害は多く、女性よりもさらに強固な偏見と無理解がある。現行では、レイプであっても強制わいせつとしか扱うことができず、男性被害者にも法定刑の重い強姦罪が適用できるように法改正をしてほしい。	(新規)	C	・加害者に対する厳正な対処を望む被害者の心情は理解できるものの、新たな刑罰法令を設けることは犯罪被害者等施策の範囲を超える。
101	【公判前整理手続への被害者参加】 公判前整理手続で犯罪被害者は手続きを傍聴できない。公判前整理の段階で犯罪被害者が情報を受けることができるよう法律改正が待たれる。 また、公判前整理手続の段階では、刑事記録の閲覧謄写を明確に根拠付ける法律もない。被害者参加弁護士は、第1回公判前に刑事記録を閲覧謄写しようにも、検察官の裁量で閲覧謄写が可能となるにすぎないことから、これについて法律改正してほしい。	(新規)	C	・公判前整理手続への被害者等やその代理人に出席権を認めることとするか否かについては、法制審議会において議論され、被害者が証人として証言した場合への影響などから、出席権は認められないこととされたものである。
102	【控訴審(高裁)での被害者参加】 控訴審では、犯罪被害者が再度、被告人質問、証人尋問、意見陳述する機会もなく、犯罪被害者は、在廷権の行使だけが可能となる。迅速な裁判の趣旨に反しない限度で、被告人質問、証人尋問、意見陳述の機会を確保するようにしてほしい。	112	C	・現時点では、被害者参加制度対象事件で、控訴審まで進んだものは少ないため、事例が蓄積された後に検討する必要がある。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
103	【検察審査会の議決方法】 検察審査会の議決に拘束力を持たすべく制度が改善されたが、現行制度では「起訴相当」が2回出される必要があり、その実効性は疑問である。これを「不起訴不当」2回で拘束力が発するよう に早急に検討・改善してほしい。 さらに法律の専門家ではなく一般市民による検察審査会の議決において、6名以上の多数を不起訴相当、8名以上の多数を起訴相当の議決として区別している現行制度にもどのような法的意義があるのかについても検討してほしい。	140	C	・検察審査会法は、平成21年5月22日から改正法が施行されたばかりであり、改正後の運用状況等を踏まえて検討を行う必要がある。
104	【少年犯罪における親の責任の明確化】 少年犯罪においては、加害少年の親の責任を明確にし、加害者の親にも責任を自覚させる措置や加害少年を更生させるための教育をする制度・仕組みを導入してほしい。	(新規)	C	・少年法全般に関わる要望で、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
105	【性犯罪被害者の告訴や犯罪被害者給付金受け取り時の匿名使用】 被害者は、被害者であることが恥だと感じ、本名や個人情報を開示できない。 告訴等の法律手続きや犯罪被害者給付金等の申請手続きにおいて、匿名で扱われる方法を検討してほしい。	(新規)	C	・犯罪捜査全般に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
106	【成人事件での公判における地裁調査官制度の導入】 成人の場合でも、少年事件と同じように地方裁判所の地裁調査官と呼ぶべき立場の専門官が被疑者・被告人の身上や家庭環境、被害者との関係について調査報告する制度を導入してほしい。	(新規)	C	・刑事裁判全体に関わる要望である上、加害者のプライバシーの問題もあることから、見直しの場で検討することは難しい。
107	【刑事裁判の可視化】 刑事裁判の可視化についても推し進め、公判前整理手続きや裁判員裁判制度の評議についても録画をし、事件関係者が録画映像を閲覧できるようにしてほしい。	(新規)	C	・刑事裁判の公開全般に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
108	【傍聴希望者の傍聴席の確保】 事件に直接関係する被害者でなくても、裁判傍聴を希望して自分の事件の今後について様々な勉強をしたいと考える人は多いが、裁判所の傍聴席が限られているために傍聴席に入れない方も多い。法廷にカメラを設置して別室で見るなどの方法で全ての傍聴希望者が裁判を傍聴できるようにしてほしい。	(新規)	C	・刑事裁判の公開全般に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
109	【被害者参加制度と傍聴】 被害者の傍聴席の確保について、大勢の被害者がいるような事件の場合も対応できるよう別室でのモニターを通じた傍聴など何らかの工夫をしてほしい。	(新規)	C	・モニターを通じた傍聴は、裁判制度全般に関わる事項であることから、見直しの場で検討することは難しい。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
110	【インターネット等を通じての裁判傍聴】 現在は、被疑者・被告人の居住地もしくは事件発生地で裁判が行われることが多いが、被害者はその都度遠隔地へ赴かなければならない。また、一部被害者（性犯罪）は居住地での裁判を希望しない場合がある。この場合、インターネット等を通じて裁判の傍聴ができるようにしてほしい。より一層、社会啓発の中で被害者の誤解なきよう、理解させるような講座を政府が支援すべきである。	（新規）	C	・裁判制度全般に関わる事項であることから、見直しの場で検討することは難しい。
111	【少年事件に対する保護策】 少年事件は、真相を知りたいという求めに応じて情報を開示説明してもらえるようになったので、二次被害となるような少年審判の傍聴は認めない方がよい。 少年を刑事裁判にかけると逆送は、少年の立ち直りや内省を含めて被害者への謝罪の内容が深まるなどの効果があるとは思えないばかりか、それぞれの当事者が硬直し、更なる二次被害が出ることは明らかである。したがって、全ての少年事件について成人と同じ裁判に送る逆送を廃止し、少年事件は少年審判の場で処分を出すべきである。	（新規）	C	・前段に関しては、現行制度の運用状況を注意深く見守るべきであり、見直しの場で検討することは難しい。 後段に関しては、少年審判全般に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
112	【少年事件に対する保護策】 少年事件は、より保護主義を明確にした処遇、手続きを具体的に示すべきであり、被害者に対しても保護主義を理解してもらえるような立ち直り教育の機会を受けられるよう施策に盛り込んでほしい。	（新規）	C	・少年審判全般に関わる要望であって、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは難しい。
113	【司法から見た交通事故事案軽視の改善】 交通死亡事故に関してその殆どを占める不起訴・略式起訴を、公判提起とするよう抜本的な対策をしてほしい。	99	C	・一定の犯罪類型について検察官に起訴・不起訴の裁量を認めない制度を設けるかどうかは刑事司法制度全体で検討されるべき問題である。本要望の趣旨は、交通事故の被害の重大性に理解のない検察官がいるというものであると思われ、現行施策（法務省における研修の充実）で対応すべきものと考えられる。
114	【初動捜査の明確なマニュアル提示】 交通事故に不起訴が多いのは、現実には考えにくいほどの初動捜査の杜撰さである。曖昧な捜査状況からくる被害者の不安を取り除き、さらに不起訴という何の罪も問われない加害者を生まないためにも、初動捜査を誰もが平等に受けられることを前提とした初動捜査マニュアルを出来得る範囲で明確に示してほしい。	（新規）	C	・犯罪捜査全般に関わる要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
115	【法執行機関職員に対する研修の充実】 人身取引に限らず外国籍の者が被害にあった場合、入管法上は違法な在留となっている場合があるが、それが犯罪被害にあった結果である限り、刑事訴追や退去強制の対象としてはならず、そのようなことのないよう、警察・検察・裁判所、入管などの法執行機関の職員に対する研修を必須としてほしい。	（新規）	C	・被害者としての立場に配慮し、違法な残留に至った経緯についても十分に事情聴取をすることは必要ではあるものの、刑事訴追や退去強制のあり方について見直しの場で検討することは難しい。なお、人身取引については、特化した計画（「人身取引行動計画2009」）があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
116	【告訴の原則受理・捜査開始】 証拠不十分として不受理とするのではなく、告訴については原則受理し、捜査を開始してほしい。	(新規)	C	・捜査機関においては、犯罪の嫌疑が認められる場合に告訴を不受理とすることはない。なお、告訴をしたいという相談に対しては、相談者から十分に事情を聴取し、必要な説明を行うなどの対応をしている。
117	【起訴状、冒頭陳述書、論告求刑書、鑑定人調書、控訴趣意書、公判調書、判決文、その他の被害者への無料交付】 上記関係書類については、検察官手持ちの書類が主であって、その写しを交付しても多額の経費がかかるものではないと思われるので、被害者からの希望により無料交付できるようにしてほしい。	113 114	C	・検察庁においては、現在、被害者等のご要望があれば、その必要性、弊害の有無等を考慮しつつ、起訴状、冒頭陳述書等の内容について、被害者等に無償交付している。
118	【実況見分調書等の送検前の開示】 被害者の知る権利と捜査の公正さを保障するため、実況見分調書などの交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は事件後1～2週間以内)に開示してほしい。	133	C	・刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。
119	【警察が作成する交通事故調書の開示】 基本法第3条の基本理念及び第18条の刑事に関する手続への参加の機会拡充の項に基づき、起訴・不起訴に関わる捜査段階において、警察が作成する交通事故調書(実況見分調書、加害者供述調書、目撃者供述調書、および鑑定報告書)を当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示できるようにしてほしい。	133	C	・刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。
120	【警察捜査段階での実況見分調書の開示】 警察の捜査段階における「実況見分調書」の開示を実現してほしい。	133	C	・刑事手続全体に関わる要望であることから、見直しの場で検討することは難しい。
121	【交通犯罪捜査のための警察官・検察官の増員】 「交通犯罪の特殊性」を生む根源は、交通犯罪捜査の不十分さにある。その改善のため、交通犯罪捜査担当の警察官、検察官を増員してほしい。 また、起訴・不起訴の裁量権を適切に行行使するためにも、結果が重大な交通犯罪については、現実に指摘されている副検事による二次被害を避けるためにも、法曹資格を有する正検事が事件処理を担当する制度を確立してほしい。	136 137	C	・前段は公務員の定数管理に、後段は刑事司法制度全体に関わることから、見直しの場で検討することは難しい。

第4 支援等のための体制整備への取組

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
122	【被害者団体に対する経済的支援】 被害者団体についても、応援傍聴や自助グループの活動を行っており、支援センターと同等の役割があるのだから、被害者団体に対しても民間支援団体と同じく経済的援助をしてほしい。	221	A	
123	【民間の団体に対する援助】 当会のような、いかなる支援センターからも独立している純粋な被害者による自助グループに 関しての財政的援助に関しては、何らの施策の援助も行われていない。犯罪被害者団体の窮状 を考慮し、犯罪被害者等が真に必要なとしている活動における財政的援助を早急に実施してほし い。 イギリスでは、全国の民間支援団体に約30億円もの補助金が交付されており、その他、アメリ カ、ドイツにおいても補助金の支給や寄付の免税措置が施されている。	221	A	
124	【被害者支援センターの設置】 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害 者支援センター（仮称）」を設置してほしい。また、当会のような自助グループの活動に財政的 支援が受けられる制度を整備してほしい。	（新規） & 221	前段C、 後段A	（前段） ・現時点では、早期援助団体制度の活動状況を見守るのが適当であり、見 直しの場で検討することは難しい。
125	【民間団体に対する援助】 性犯罪被害を専門にしている民間団体が早期援助団体に指定されることが難しい場合も多い ので、早期援助団体であるかどうかに関わらず、民間団体への経済的な援助をしてほしい。	221	A	
126	【民間の団体に対する援助】 委託料や自治体からの助成金で十分に運営できる民間シェルターはない。全国的な傘団体に 対しても、事務所の提供や運営費等について財政的援助をしてほしいし、DV被害者支援団体に についても、早期支援団体と同様の援助及び財政的援助以外の援助等をしてほしい。	221	A	
127	【民間団体に対する援助】 外国籍被害者の支援は、小規模な団体で行われ法人格の取得は困難な場合が多く、また、そ の支援は都道府県の枠をこえて行われることが多いため、国からも都道府県からも財政的支援 を受けにくいという事態が生じている。外国籍被害者に対して支援を提供している団体に対して 法人格の有無を問わず財政的援助を実施してほしい。	221	A	
128	【民間団体活動促進のための支援】 被害者当事者の自助グループとして活動するに当たり、定例会開催場所の確保や運営にどうし ても資金が必要であり、支援をしてほしい。	221	A	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
129	【民間団体への経済的援助 新たな公費による基金の成立】 基本計画の「警察予算からの援助」「地方交付税措置」という内容にとどまらず、公的資金による民間団体支援基金を創設して経済的援助を行うべきである。 尚、基金設立後は、従前の管理費・事業費区分による事業費への援助にとどまらず、公的助成の対象を見直すことが必要であり、支援センターの維持にかかる基盤整備(最低限の基盤整備)の費用については補助すべきである。 仮に公的基金による新たな基金の創設が無理であるとしても、少なくとも警察庁予算は民間団体への業務委託として間接補助金ではなく直接補助金とするなどの方法により確実に予算が実行される体制にしてほしい。	221	A	
130	【民間団体への経済的援助】 ア 全国被害者支援ネットワーク加盟各団体が支援法第23条所定の事業を行うためには、最低でも「犯罪被害相談員3名、補助員15名」が必要である。 イ そのためには、事業費に対する公的援助(警察庁予算における業務委託経費を含む)として、最低でも年間1,500万円が必要である。 ウ 早期援助団体の指定を目指す団体に対し、事業費に対する公的援助として年間1,000万円以上の助成がなされなければ、指定の条件をクリアすること自体が困難である。	221	A	
131	【民間団体援助の再検討】 地方自治体からの援助といっても、委託事業としての性格から、人件費中心の援助であり、事務所賃借料、光熱費、備品等については援助がない。民間団体は、その運営に関しての財政的基盤が弱く、事務所賃借料、光熱費、備品等なども満足できない。民間団体への援助は、人件費以外の支出にも対応してほしい。	221	A	
132	【民間浄財による基金の創設】 民間基金の創設に向けてリーダーシップをとった対応をお願いしたい。 少なくとも振り込み詐欺救済法に定める残余金を元に被害者のための民間基金・支援団体のための民間基金の両方の性格を備えた全国被害者支援基金(仮称)を創設してほしい。	221	A、 B (金融庁)	・後段のうち、振り込み詐欺救済法における残余金関連についてB ・被害支援団体に援助を行うための基金の創設についてA
133	【財政基盤構築の早期実現】 県に対して補助金を請求しても、実現不可である。「自殺防止」、「DV防止」と同じく財政基盤の構築が早期に実現されるようにしてほしい。	221	A	・民間支援団体に対する財政的援助要望としてA
134	【募金についての法的根拠の創設】 被害者支援のための民間基金の募金について、緑の羽根、赤い羽根共同募金のように法的根拠を設けてほしい。	(新規)	A	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
135	【海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知】 基本計画 V.第4.1.(38)に以下の内容を加えてほしい。 ○外国の公的機関及びそれに準ずる組織(赤十字)の発行する文書については、原文を被害者とその家族に渡すとともに、被害者側の希望があれば、速やかに翻訳を行い、さらに必要があれば説明する。 ○関連する情報を随時提供されたい。希望する情報としては ・安否確認情報 ・捜査等の進展状況に関する情報 ・遺体、遺品の返還等に関する情報 ・犯人の捜査、起訴等に関する情報 ・現地での追悼	203	A、 後段B (外務省)	
136	【ワン・ストップ・センターの整備】 性暴力の被害者が二次被害を受けずに一か所で法的、医学的(心身両面で)、心理学的、社会的支援を受けて回復できるワン・ストップ・センターを各地域に整備してほしい。 ボランティアベースではなく、警察、弁護士、婦人科医、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどの専門的知識を持ち、かつ、性暴力にも詳しい専門家の支援が必要である。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
137	【ワンストップセンターの整備】 被害にあった人が希望すれば早急に医療ケアが受けられたり、相談ができるような機関が必要である。たとえば韓国で活用されているワンストップセンターのような機関。せめて早急に医療機関の中にそういうセクションを設けるなど、体制を整備してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
138	【性暴力被害者治療センター(専門機関)の設置】 諸外国では、24時間体制のワンストップセンターが整備されている。 被害を受けた時に駆け込める場所の設置、さらに最初の窓口で全てのサービスが受けられることが被害者の心身の回復と自らが尊厳を認められることに繋がる。我が国にはそのような場所が一箇所もない。他者からの侵害により奪われた自分を取り戻す場所「性暴力被害者回復支援センター(仮称);専門機関」を設置してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
139	【性暴力被害専門機関の設置】 被害者が自ら病院・警察等の必要機関を探し回る必要がなく、最初に行った場所で全てのサービスが受けられ、繰り返し事件の話をする必要がなく、精神的に守られる場として、24時間対応のワンストップセンターがほしい。諸外国では、こうした多くの専門機関が設置されており、先進国で性犯罪被害専門相談機関がないのは日本くらいである。全国で同程度のサービスが受けられるよう、都道府県ごとに一か所以上、国が設置することが望ましい。すぐ作ることが困難であれば、例えば夜間救急を受け付けている総合病院の中に相談員が待機できるようなスペースを設けて電話及び駆け込み対応等から始めてほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
140	【被害申告のない被害者への支援機能を持つ機関の整備】 性暴力の被害者には、告訴しない・できない被害者が多数を占めている。特に子供のころの性的虐待については、成人してからようやく本人に認識され支援が求められる場合が多く、症状が重く専門的なケアが必要であるのに、対応できる機関が極めて少ないのが現状である。ワン・ストップ・センターの中に、あるいはそれとは別に、このような被害者への支援機能を持つ機関を整備してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
141	【性虐待に関するワンストップセンターの設置】 各県において、性虐待を受けた子供が、何回も被害状況を言わなくてもいいように、一回の面接を、しっかりビデオでも記録されるセンターを設置してほしい。 センターには、性虐待に詳しい、専門看護師が助産師、警察官が常駐し、NPOのスタッフが支援者として関わるようにしてほしい。 また、性虐待に詳しい医師が適宜、診察できるようにしてほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
142	【性暴力被害専門の相談支援機関の設置】 都道府県に少なくとも1か所は性暴力被害専門の相談支援機関を設置し、総合的なカウンセリング支援及び情報提供などが行われるよう整備してほしい。 女性相談センターが性暴力に特化したカウンセリング相談を設ける例もあるので、そのような取組を広げることでもよい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
143	【被害申告のない被害者への支援】 犯罪として立件できる事件の被害者が全被害者のごく一部であるという認識を持ち、このような立件できない事件の被害者も含めて、より一層の被害者支援策を国の責任において立案推進してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
144	【犯罪として取り扱われない被害者への支援】 特に性暴力の被害者は、その被害の特殊性ゆえに警察等に被害届を出せない方が多い。犯罪として扱われない事件の被害者にも、犯罪被害者同様、もしくは準ずる施策を実施してほしい。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
145	【隠れた被害者への支援】 被害申告すらできない多くの性暴力被害者がいることは、厳然たる事実であり、この現在隠れている被害者が十分な支援を受けられるよう対策を講じてほしい。特に子ども時代に被害に遭ったため、被害を訴え出られなかった者には特別な配慮が必要である。複合的差別により、強い社会的偏見を受けている者(生活困窮者、野宿者、オーバーステイを含む外国籍、性労働従事、性指向や性自認が非典型、障がいがある、HIV+、薬物常用者等)は、その立場の弱さゆえに性暴力を受けるリスクが高まるため救済措置が必要。	(新規)	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
146	【官民が連携できる体制の整備】 性暴力被害者への公的機関による支援は、まだまだ不足しているし、民間支援団体の数も決して多くはない。さらに、被害の特殊性ゆえにウェブサイト有していなく連絡先を一般には公表していない団体も多数存在する。最初に被害者対応の窓口となる公的機関が民間の支援団体を把握し、適切な機関に連携が図られるような体制を整備してほしい。	197	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
147	【専門機関を調整するコーディネーターの養成】 性犯罪被害者にとって、精神的にボロボロになっている中で、警察、病院、検察、弁護士とのやりとりにおいて、個人がしなければならいことが多すぎる。 被害に遭った人を総合的にフォローし、団体や各専門家を調整してくれるコーディネーターがいれば、どんなに被害者の支援になるかわからないので、そのようなコーディネーターを養成してほしい。	159	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
148	【人身取引被害者の保護・支援に特化した施設の設置】 人身取引被害者の保護・支援は、主として婦人相談所が行うこととされているが、研修の機会の不足、通訳の不在、中長期的な滞在が困難、施設側の負担増等の理由から、婦人相談所とは別の人身取引被害者の保護・支援に特化した施設を設置してほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
149	【学校内における犯罪被害者等への対応】 文科省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者のため、関係機関と連携し、学校内においても連携し、また、情報の提供や相談体制の充実を図っていくとあるが、十分になされていると言い難いので、その取組に一層努めてほしい。	61 62 63	B (文科省)	
150	【児童・生徒に対する継続的支援】 文科省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になったり、問題を抱えるに至った場合、継続的な支援や対応を促進するとあるが、より一層、促進してほしい。	61 62 63	B (文科省)	
151	【指定被害者支援要員の派遣】 国内の家族及び帰国後の被害者に対して、確実かつ早期に「指定被害者支援要員」を派遣してほしい。なお、現在の「支援法」は、海外被害者を対象としてはいないが、同法第22条(犯罪被害者の支援)については、運用上、同等の対応をお願いしたい。	163	B (警察庁)	
152	【被害者の手引きの多言語化・ウェブサイトの多言語化】 警察は、外国語による「被害者の手引き」の作成・配布を実施しているが、さらに多言語化してほしい。内閣府や警察庁等のウェブサイトについても多言語による情報提供を実施してほしい。	131 132 195	B (警察庁、 内閣府)	
153	【被害者への途切れない長期的支援】 被害直後の危機的介入、直接的支援の必要性に関しては周知されつつあるが、未解決事件の被害者、裁判が終結した事件の被害者、及び受刑者や出所間近、出所後の情報を得たい被害者への支援などは全く不十分であり、被害者の人生の先を見据えた長期的な支援というものを充実させてほしい。	143 144 152	B(警察 庁、法務 省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
154	【民間支援団体から二次被害を受けた場合の仲裁機関の設置】 民間の被害者支援センターにより二次被害を受けた場合の苦情申立制度や、裁定のための仲裁機関を第三者機関として設置してほしい。	(新規)	B (警察庁)	・民間支援団体に対する苦情への適切な対応としてB
155	【民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案の再検討】 「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」については、人身取引・DV等が構造的な暴力であること、外国籍被害者が経験する暴力の特殊性・外国籍被害者の脆弱性、被害者保護の法律とそれにもとづくサービスの存在、被害者本人が持つ権利などについても記載すべきである。 そもそも犯罪被害や犯罪被害者の置かれた状況は種々であり、外国籍被害者の支援団体を含め、様々な支援団体を含めて、モデル案を再度検討してほしい。	224	B (内閣府)	
156	【犯罪被害者等施策の窓口設置の再徹底】 「名ばかり窓口」が多い。社会資源の活用として、地方自治体が多くノウハウを持っている。今後より連携・協力を不動のものとしていくためにも、地方自治体における窓口の設置を再徹底してほしい。	推進体制 (2)	B (内閣府)	
157	【地方公共団体の被害者支援意識の高揚】 県・市町村は、被害に遭遇した住民にとって最も身近で多くの相談事項を所管する窓口であり、被害者支援が自治体本来の業務であることを認識することが求められる。 地方公共団体、とりわけ、市町村において、ハンドブックの作成、被害者支援連絡協議会の活性化などの施策の推進と相俟って、被害者支援が理解され、所管部門が明確化されるような指導を強めてほしい。	推進体制 (2)	B (内閣府)	
158	【人身取引被害者に対する捜査・公判・判決確定後の加害者に関する適切な情報提供】 人身取引被害者に対する情報提供は不十分であり、支援者によるケースワークにも支障をきたす場合もある。被害者や支援者に対して適切に情報提供すべきであるし、日本の制度や言語を知らない人身取引被害者に考慮し、簡易に情報提供を求めることができる方策を検討してほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
159	【多言語による情報提供】 人身取引被害者は、日本語による情報取得が極めて困難であることから、印刷物やウェブサイトによる情報提供を常に多言語で行うとともに、外国籍被害者等を対象とする多言語無料電話相談(ホットライン)を開設してほしい。	131 132 195	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2010」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
160	【調査研究の推進】 そもそも性暴力被害者は、なかなか声を上げられないためその実態がよく知られていない。基本計画で挙げられている各省庁での調査研究の確実な実施及び内閣府が行っている男女間の暴力に関する調査を継続・より充実させてほしい。	207 208 209	B (男女局)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
161	【詳細な全国性暴力被害実態調査の実施】 回答者の属性を特定することにより、可能な限り全ての社会集団における性暴力被害実態を明らかに出来る調査を実施してほしい。	207 208 209	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
162	【調査研究の推進等】 性犯罪被害者を対象にした調査研究が不足していることから被害者の実態が明らかにされておらず、そのことが被害者対応の現場や司法関係者による二次被害が減少しない要因になっていると思われる。性犯罪被害者の実態やニーズが明らかになるように、心理・医学・社会・法的専門家による全国規模での調査研究を全国的に定期的に実施してほしい。	207 208 209	B	・男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、担当省庁を決定し、必要な記述を行う予定である。
163	【被害者参加制度における民間支援団体の役割の周知】 被害者等が被害者参加制度を利用するにあたり、裁判所、検察庁、弁護士それぞれの業務外の細かな支援が必要である。制度がスムーズに利用されるために、また、被害者等が戸惑わないために、民間支援団体がきめ細かな支援を行い各機関をつなぐ役割をしていることを理解してほしい。民間支援団体の活動を広く理解してもらうべく、支援センターの活動の周知を促進してほしい。	225	B (内閣府、 警察庁)	
164	【性暴力予防教育の展開】 性虐待を受けている子供が、自分に起きていることが犯罪であることがわかるように、幼児期から義務教育の期間に、繰り返し性暴力予防のための教育が展開されることが必要。	236	B (文科省)	
165	【行政内部での専門家による早期援助チームの設立】 1 民間の早期援助団体が必ずしも機能していない現状を前提に、行政内部で専門家の早期援助チームを作っていくことを検討してほしい。 2 警察からの民間支援団体への情報提供に関しても、早期援助団体の要件が厳しすぎるため、指定をとるために容れ物づくりだけに奔走して、中身が空疎な団体ができあがりかねないことを懸念する。 むしろ、個別に秘密保持に関する協定を締結して早期支援にあたるチームを警察の被害者支援室等の内部(あるいは知事部局との共管で)に設けて、個別に専門家や被害当事者を委嘱する仕組みがあってもよいと思うので検討してほしい。	155 160 163	B (内閣府)	
166	【一般犯罪と区別した分析】 交通犯罪は軽く見られている。官による交通犯罪被害者等の支援を推進するのであれば、一般犯罪被害者等と交通犯罪被害者等の「事情」を区別して分析対応してほしい。	206	B (内閣府)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
167	【基礎資料の追加】 年間の交通事故死亡者数として24時間以内と30日以内のものが示されているが、死亡するケースの多い2～3ヶ月以内の数も加えてほしい。また、年間2,000人以上で推移している重度後遺障害者数も示してほしい。 一般的に24時間以内の死亡者数が発表されているが、これも社会常識からずれたもので、やはり交通事故に対しての軽視を感じざるを得ない。 さらに、交通死亡事故の実態を知るためにも、①法令違反別死亡事故発生件数、②状態別交通事故死者数、③年齢別交通事故死者数 を掲載してほしい。	258	B (内閣府)	
168	【適切な通訳者の確保・養成】 人身取引被害者の保護施設においては、通訳者の果たす役割が極めて大きいものであるが、現行の基本計画の中には通訳者の確保・養成等に関する記載はない。適切な通訳者の確保・養成は極めて重要であり、研修の実施など具体的施策を講じてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
169	【制度運用を柔軟化できる仕組みづくり】 被害者支援プランの作成に於いては、制度設計者の想定のとれない各事件特有の被害者事情がしばしば発生することを念頭に置き、常に実情を直視して対応できるよう、制度内に運用面の柔軟性の余地を確保するようにしてほしい。 また、運用実務に当たる現場担当者は、その事件の特殊性について必ずしも深い知識を持つとは限らず、無理解から窓口での柔軟対応が阻害されることを避けるため、専門家メンバーによるサポートチームを機動的に編成する仕組みを整備するようにしてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・支援に携わる者の資質の向上、支援に当たって民間団体や民間の専門家を含めた関係機関・団体との連携強化要望としてB
170	【民間支援団体と公的機関との連携】 DV・性犯罪などの被害者支援団体は支援の質からも、「犯罪被害者すべて」を受け入れることは困難である。早期援助団体の指定の在り方を見直し、特化した被害者支援団体にも公的支援を拡大してほしい。 また、現在は警察からの情報提供がないため、レイプ・DV等の緊急介入時点で民間支援団体が駆け付けて被害者を支援することができない。諸外国で一般的なように民間支援団体と公的機関が連携して緊急対応ができるような制度を整備してほしい。	(新規)	C	・DV、性犯罪などに特化した犯罪被害者支援団体についても、指定のための要件を満たせば、現状においても早期援助団体の指定を受けることは可能である。
171	【矯正施設等における性虐待教育の徹底】 男女少年院、矯正施設、養護施設、男女刑務所、養護学校には、性暴力被害を経験している者が特に多い。 被害者の手当てや教育をせずに放置すると次世代のDV、児童虐待のDV、児童虐待の再生産が起ることから、予算措置を行い、これらの施設に講師を派遣するなどして、性暴力に関する教育を徹底してほしい。	(新規)	C	・矯正教育特別支援教育に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
172	【アドボケートの派遣】 性暴力の被害者は、「周囲にわかってもらいたい。」という思いを抱えている。性暴力の被害者が一番簡単に信頼できるのは、共感できる被害経験を持った人との出会いである。アドボケートに被害経験を採用し、支援の現場に派遣してほしい。	(新規)	C	・被害者支援に関する適性に関しては、各団体等で判断すべき事柄であり、国が資格要件を設けるのは適切でないから、見直しの場で議論することは難しい。
173	【民間団体援助の再検討】 平成21年9月に公安委員会から早期援助団体の指定を受けているにもかかわらず、福岡犯罪被害者支援センターには、犯罪被害者相談員の委嘱、早期援助団体の直接支援員の委嘱、広報啓発活動への委託の費用として警察補助金からの補助がないことから、補助金が出るよう検討してほしい。	221	C	・早期援助団体の指定は、被害者情報の提供を可能とするもの(これにより民間団体は被害者へ能動的なアプローチができる)であり、警察補助金の交付とは関係がない。なお、民間支援団体への財政的支援については「A」分類としている。
174	【青少年自立支援施設の充実】 DV家庭で育ち、機能する家庭を持たない被虐待児の後期思春期の子供には、長期的な支援が必要であり、このような子供たちを支援する施設の充実を目指してほしい。	(新規)	C	・青少年の育成施策の中で検討されるべき問題であり、基本計画見直しの場で検討することは難しい。
175	【被害が職場内、学校内、家庭内で起こった場合の対応】 職場内、学校内、家庭内等で知り合いから被害に遭った場合に、被害者がその後の生活に支障を来たすことがないような支援を徹底してほしい。	(新規)	C	・様々な事例が想定されることから、計画に盛り込むべき具体的な施策を特定することが困難である。
176	【会員から寄附を貰いやすい制度作り】 民事裁判が終わった会員から、弁護士に報酬を支払う際に、会員の同意があれば、弁護士を通じて会に寄付をいただくことが可能となるような制度を作ってほしい。 当会では、民事裁判や弁護士についての情報を提供していて、活動資金は会員の寄付に依存している。高額な賠償を得た後の寄付額が高い人と寄付しない人とのバラツキが大きく会員からの資金負担に極端な不公平が生じている。	(新規)	C	・構想に係る制度が弁護士法に抵触しないのであれば、関係者の合意の下、会の独自制度として実施することは可能である。弁護士法に抵触するかどうかは、構想に係る制度の具体案について、法務省に対する法令適用事前確認手続を行うことにより、確認することが可能である。
177	【死因の究明】 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTなど画像検査や薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みを作ってほしい。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ってほしい。死因究明を行う機関を一元化して設置し、生体鑑定についても同様に万全にしてほしい。	(新規)	C	・死因究明制度の充実については、別途警察庁の「死因究明制度のあり方を検討する研究会」において検討がなされている。
178	【調査研究の推進等】 民間支援団体と協働し、「人身取引の防止及び需要の抑制」「途切れることのない情報提供・支援等の方策」を含めた人身取引に関する調査研究を実施してほしい。	(新規)	C	・被害者支援だけでなく、防止や抑制等を含めた調査研究については、人身取引対策の枠組みの中で、その必要性を検討することが適当と思われる。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
179	【専門的研究所の設置】 調査を実効性あるものにするには、そうした調査を行う人材の育成から始める必要がある。そうした人材育成、「研究の推進及び国の内外の情報の収集、整理並びに活用」に関する専門的研究所を国が大学と連携して開設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。なお、調査研究を実施するに当たって、必要と認められる場合には、企画分析検討会等に大学教授等有識者の参加を依頼するなどが行われている。
180	【支援要員の資格制度の確立】 「犯罪被害者支援センター」による二次被害が頻発している。地域性はあるにしても、基礎部分について統一したカリキュラムの作成や、その使用を義務付け、支援要員の資格制度を確立することが必要である。	224	C	・研修カリキュラムモデル案は平成20年に作成済みである。民間団体の自主性を尊重すべきであるため、使用の義務付けや資格による従事制限を設けることは適当ではないものとする。
181	【基本計画中の表現】 現在の基本計画の表現の中で、「自助グループ」等の表現により扱われている「被害者団体」に関して、支援組織に属する被害者団体のみに限定されていると解されかねない表現がある。そのような曖昧な記述部分を、当会のような独立した被害者団体を含める広い範囲のものに記述を改めてほしい。(V. 第4. 1 相談及び情報の提供等(30))	194	C	・現行の記述でも、被害者支援団体に属する自助グループのみを指すとの誤解が生じるおそれは高いものと思われる。なお、「自助グループ」には、被害者団体を含むものと考えている。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
182	【国民の理解の増進】 11月の第3日曜日を「世界道路交通事故犠牲者の日」とする議決が国連においてなされ、WHOがこれを提唱、推進しているが、我が国においては、この記念日に対する施策は何も行われていない。国が積極的にイベント(慰霊祭)を開催し、交通犯罪の悲惨さを国民に伝えていくことが急務である。	243 247 248	A	・国連決議の趣旨を踏まえてあり方を検討することとしてA
183	【弁護士からの二次被害の防止】 現実に弁護士からの二次被害を受ける例が極めて多い。法テラスを中心とした被害者支援弁護士の早急な要請を要望するとともに、交通事件被害者等の支援にあたる弁護士と交通犯罪被害者団体との意見交換の場を設定するなどの措置による弁護士からの二次被害の防止策を講じてほしい。	(新規)	B (法務省)	
184	【裁判員に対する教育】 市民が裁判員となり被害者のことも理解する機会が増えることになり、より一層社会啓発の中で被害者の誤解なきよう、理解させるよう講座を政府が支援すべきである。	(新規)	B (内閣府)	・広報啓発の一層の推進としてB
185	【教育の推進】 文科省において、学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進に努めるとあるが、被害者の権利については、十分に実施されているとは言えないので、充実させてほしい。公民の分野でも教育してほしい。	234	B (文科省)	
186	【学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応】 文科省において、児童生徒が犯罪被害に遭ったとき、学校の教職員が適格に対応できるよう、教職員の指導力の向上に努めるとあるが極めて不十分であるので、その取組に一層努めてほしい。	170	B (文科省)	
187	【予防的取組】 1 小中学校で「いのちの大切さ」を実感できる授業や取組を推進してほしい。 2 高校での公民の授業や、法教育において被疑者・被告人の人権とともに、犯罪被害者の人権についても明確に伝えてほしい。 3 被害に遭った家族の内の「子供たち」に気づき、支援を行ってほしい。 4 地域の安全・安心の取組が防犯に偏っており、「犯罪に遭わないための取組」ばかりが先行し、「犯罪に遭ってしまった人々への支援」が安全・安心まちづくりの課題として十分取り入れられていない。両者は別物ではなく(犯罪被害者は他人事ではなく)、地域で身近な問題として考えていく取組にしてほしい。	230 234	B (文科省 警察庁)	

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
188	【被害者問題教育の推進】 被害者や被害者支援について義務教育の中で様々な理解を深める授業を進めてほしい。 いじめ、暴力克服のため、非暴力的解決法、コミュニケーション能力強化法などの教育が、更なる被害者等を生まないことを指導し、これら指導を的確に行える教師を養成してほしい。	234	B (文科省)	
189	【性犯罪被害者に対する国民の理解の増進】 性犯罪被害者の置かれている状況が十分理解されていない。性犯罪被害者の置かれている状況に光を当て広報啓発を強力に推進してほしい。現在行われている交通安全運動や児童虐待防止推進活動等のように、性犯罪被害に重点を置いた広報啓発活動を推進してほしい。	(新規)	B (男女局)	
190	【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】 性犯罪被害に関する実態が広く理解されるようなパンフレットの作成・配布や国民を対象にした性犯罪及び性犯罪防止意識の向上をはかるような研修などを推進してほしい。	(新規)	B (男女局)	
191	【性暴力に対する認識の改善】 性暴力は、顔見知りによる被害が圧倒的に多い。見知らぬ人による性暴力のみを性犯罪として捉えている認識を改めて、施策を講じてほしい。	(新規)	B (男女局)	・性犯罪に関する広報啓発の推進としてB
192	【性暴力に関する教育】 性暴力が、被害者や周囲の人たちに及ぼす影響については、まだまだ一般に理解されているとはいえない。幼少期の虐待事件も多いことから、認識できない年齢の子供たちに「気づかせる」ためにも、幼児期から、性暴力や犯罪被害者に関する教育の義務化をしてほしい。	236	B (文科省) ただし義務 化につい てはC	・教育の義務化については、教育課程の専門的な見地から議論すべきことからC (教育の推進としてB)
193	【広報啓発の取組】 犯罪被害者週間の啓発行事が形骸化しないためにも、日常からの小さな交流体験の場や意見交換の場を犯罪被害者とともに作っていく工夫をしてほしい。	243 250 推進体制 (4)	B (内閣府)	
194	【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】 学校教育・社会教育における教材の内容は、犯罪被害の多様性とそれが自分たちの身近なところにあることを知らせ、自分もその被害や加害に近いところに位置していることがわかるものとしてほしい。	233	B (文科省)	
195	【啓発活動のやり方】 加害者の更生は被害者のことも考えて、バランスよくやらなければいけないので、教諭師など加害者に関わる人たちにも啓発を広くやってほしい。	99	B (内閣府)	

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	備 考
196	【調査研究の推進】 死亡ひき逃げ事件の時効に関してのデータ、交通事故の再犯率、交通犯罪による重度後遺障害者数等の交通犯罪をなくすためには必須であると思われるデータが国によって集計把握されていないことは、交通犯罪撲滅のための大きなマイナスであり、さらなる交通犯罪データの積極的な収集分析を実施してほしい。	258	B (内閣府交通担当)	
197	【予防教育】 性暴力は、被害者に一生消えない心の傷を負わせ人生を変えてしまう。そもそも性犯罪を犯させないよう義務教育課程で性教育とともに性の大切さ、不可侵性について教える予防教育を行うことが必要である。	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
198	【生・性の大切さを考えることの義務教育化】 特に性暴力被害については、性に対する正しい知識を得る機会がほとんどなく、誤った情報が蔓延し、性犯罪の増加を促進させる要因となっている。犯罪をなくすためにも、生・性の大切さを考えることを義務教育化してほしい。	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
199	【全国小中高での教育】 ・全国の小中学校で、子どもの発達段階に応じた性教育と人権教育を行う教育整備をしてほしい。性教育では、避妊だけでなく、産まない選択、産めない悲しみを伴う不妊についても教える教育を拡充してほしい。 ・性犯罪被害が、被害者のみならず被害者家族にどのような心理的、身体的ダメージを与えるのかという実情を教えるとともに、被害後の対応も教えられるリーフレット等も作成して全国に配布してほしい。	(新規)	C	・予防教育は、義務教育全般に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないから見直しの場で検討することは難しい。
200	【偏見や差別を取り除くための教育・研修】 すべての支援機関、特に公的機関の構成員において、性別ステレオタイプや社会的マイノリティへの偏見や差別を取り除くための教育・研修を実施してほしい。特に偏見を受けやすい性的少数者や男性の性暴力被害者に対する適切な対応を身に付けてほしい。	(新規)	C	・性的少数者への偏見・差別の解消に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
201	【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組】 人身取引の根底には、外国籍の人々に対する差別意識がある。人身取引被害を含む外国籍犯罪被害者の理解の増進のため、様々な広報媒体を通じた広報の実施、学校教育への導入などを早急に実施してほしい。	(新規)	C	・外国籍の人々への差別意識の解消に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
202	【広報啓発の取組】 法務省は、人権週間の強調事項に関して、「刑を終えた人の人権」の真下に「犯罪被害者の人権」を置くのをやめてほしい。	233	C	・本要望については、法務省において個別に対応を検討する。

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
203	【自動車メーカーへの働きかけ】 車の安全性を考えれば、構造上のことだけでは済まされない問題が多々あることを認識し、広く一般社会に運転に対しての安全への呼びかけをすることを、自動車メーカーに対して義務づけてほしい。	(新規)	C	・交通事故防止対策に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。
204	【報道のガイドラインの見直し】 警察がマスコミに流すニュースの内容について、被害者が特定されないようにガイドラインの見直しを行ってほしい。	256	C	・警察における記者公表の内容については、個別具体的な案件ごとに検討されている。
205	【道路交通事故調査委員会の設置】 運輸安全委員会の中に海上交通が加わったものの、交通事故全般の事故調査委員会は未だに存在しない。各省庁での交通事故に関する施策も、的確さを考えた場合、事故調査委員会の設置は必然的なものとする。再発防止に向けて早急に事故調査委員会を設置してほしい。	(新規)	C	・交通事故防止対策に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは難しい。

その他の要望事項

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
206	【国籍・在留資格の不問】 基本法あるいは基本計画において、犯罪被害者等の保護支援に関しては、被害者等の国籍や在留資格の有無を問わないことを明示してほしい。	(新規)	A	・「犯罪被害者等」に外国籍の犯罪被害者等が含まれることの明確化としてA
207	【公訴時効の廃止】 とりあえず、時効期間を延長した平成16年の刑訴法改正について、附則を改正し、施行日以前に発生した事件についても遡及適用させてほしい。 そして、改めて、法改正し、重大殺人事件や重篤な後遺障害を受けた傷害事件について、公訴時効を廃止してほしい。	(新規)	B (法務省)	
208	【時効撤廃】 まだ逃亡犯がいて、捕まれば死刑、そのまま捕まらなければ自由の身のような状況が社会的に許されているのかという思いが非常に強いので、捜査当局にもいろいろ事情はあると思うが、時効は撤廃してほしい。	(新規)	B (法務省)	
209	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件及び強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	
210	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件及び強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	
211	【公訴時効の廃止】 公訴時効制度を改正し、凶悪・重大犯罪の公訴時効を廃止してほしい。見直しの対象犯罪として、自動車運転過失致死罪などを死亡させた罪に加え、後遺症の残る傷害事案の自動車運転過失致傷罪も重大犯罪に加え、公訴時効を廃止してほしい。	(新規)	B (法務省)	
212	【時効の廃止】 科学捜査技術の進歩により、犯人に直結する証拠の長期保存が可能となり、時間の経過を原因とする証拠の散逸が減少し、著しく捜査が困難になることはなくなったことなどから、殺人・傷害致死等重大事件並びに強姦等の性犯罪については、時効を廃止すべきである。	(新規)	B (法務省)	

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
213	【性犯罪の時効制度の撤廃】 現行の法制度が規定する性犯罪被害の時効期限は、実際の性犯罪被害者の実情に全くそぐわず、その期限内では、事件被害の心の傷から立ち直り、加害者への制裁行為へ進めない被害者が多い。性犯罪の時効を撤廃してほしい。	(新規)	B (法務省)	
214	【公訴時効の存続】 公訴時効は延長も廃止も遡及しないこと。重大凶悪事件について、一定の期間が経った区切りにおいて、捜査関係者が加害者を検挙できなかったことを認め、被害者や地域の社会住民に対して、それまでの捜査内容について公開をし、捜査に対する信頼を高めてほしい。	(新規)	B (法務省)	
215	【人身取引被害者を施策の対象に】 現在、人身取引に対する施策は主として政府の人身取引対策行動計画により示されているが、なお、十分ではないうえ、基本となるべき犯罪被害者等施策の中では明確に位置づけられていない。まずは、人身取引被害者を犯罪被害者であるときちゃんと認めて、犯罪被害者等施策の対象としてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
216	【人身取引の防止ならびに被害者保護支援に関する法律(仮称)の制定】 基本理念を明示し、国の施策の基本的内容及び推進体制を定め、あわせて日本社会への啓発効果を目的として、「人身取引の防止ならびに被害者保護支援に関する法律(仮)」を制定してほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
217	【人身取引に関する専門機関の設置】 人身取引に関するあらゆる領域・段階における具体的施策の検討・検証などのため、民間(NGO、医療関係者、福祉関係者、有識者など)と関係省庁が同列に協議し決定する枠組みを設けてほしい。	(新規)	B (内閣府)	・人身取引については、特化した計画(「人身取引対策行動計画2009」)があることから、同計画に沿った取組を推進する旨を盛り込むこととする。
218	【性暴力禁止法の制定】 現行の法律では守りきれない性暴力被害者の権利を保障し、被害者の尊厳を回復するためには、新たな法整備が必要であり、強制わいせつ、セクシャル・ハラスメント、DV、性的搾取などの性犯罪を総合的に規定する「性暴力禁止法」を制定してほしい。	(新規)	C	・女性に対する人権侵害の防止という観点から、男女共同参画の観点から検討すべきテーマであり、基本計画の見直しの場で検討することは難しい。
219	【性暴力についての規定の見直し】 我が国の刑法は、明治41年に成立以降、性犯罪については100年以上ほとんどそのままであり、100年前は、性的侵害についての認識が極めて低く、性犯罪に関する規定全般について見直しが必要である。 また、被害主体については、男性も強姦罪の被害者となりうるものであり、被害主体を女子に限定すべきでなく、「姦淫」の定義も改めるべきである。	(新規)	C	・刑罰法令の見直しは犯罪被害者等施策の範囲を超えることから、計画見直しの場で検討することは困難である。
220	【性犯罪に対する刑罰の厳罰化】 暴行・脅迫による反抗の抑圧という構成要件を見直すとともに、再犯防止のために、せめて強盗罪と同等にするなど刑罰を厳罰化するように見直してほしい。	(新規)	C	・刑罰法令の見直しは犯罪被害者等施策の範囲を超えることから、計画見直しの場で検討することは困難である。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
221	【犯罪被害者庁の設置】 犯罪被害者等基本法及び同基本計画の施策の実行並びに犯罪被害者のための各種処遇等について、総合的に所管する省庁を創設することが将来の犯罪被害者の施策にとって最も好ましいことから、諸外国の例に倣い、犯罪被害者庁を創設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
222	【被害者省の創設】 加害者が刑事司法から解放された後、何年か経過し、被害者あるいは加害者が対面対話を希望したような時に、それを仲介する所管官庁として、被害者省を設立をしてほしい。 所管業務としては、早期援助団体や被害者支援センターなどの指導・監督等も含むものとする。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
223	【犯罪被害者支援庁の新設】 犯罪被害者等のための国の施策が総合的、かつ一元的に推進されるために独立省庁を創設してほしい。	(新規)	C	・新たな行政組織の創設は現状では困難。
224	【インターネットアクセスの際の実名登録】 インターネットによる匿名被害救済のために、インターネットアクセスのために実名登録を義務付け、被害を受けても救済しやすいようにしてほしい。	(新規)	C	・インターネット利用犯罪対策全体の中で検討すべき問題である。
225	【児童ポルノに関する法律の改正】 児童ポルノに関する法律について、一定の範囲の画像の所持が性的目的とするものに限っては画像を単純所持としても処罰対象としてほしい。子供が被害者であることから厳しく処罰してほしい。	(新規)	C	・児童ポルノ対策対策全体の中で検討されるべき問題である。
226	【死刑制度の在り方】 死刑制度について、より一層慎重に罪と罰の在り方を考える勉強会を開くこととしてほしい。加害者が死刑執行されると被害者遺族は真実を当事者から聞く機会がなくなり悲しみを被害者だけが支えることになる。	(新規)	C	・刑事司法制度の在り方全体の中で検討されるべき問題である。
227	【捜査費用の公開】 市民の安全意識を喚起するという趣旨から、事件ごとにかかった捜査費用を明確に公表してほしい。	(新規)	C	・情報公開に関する要望であり、基本計画の見直しの中で検討することは難しい。
228	【地方公共団体への周知徹底】 縦割り行政の中で、犯罪被害者支援についての認識の希薄が目立つのは、文科省、厚労省、国交省であり、基本計画の細部について地方公共団体への周知徹底がなされていないのではないか。再度、実のあるように周知徹底をしてほしい。	(新規)	C	・要望として、内閣府において文部科学省、厚生労働省、国土交通省と協力して対応。

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
229	【厳罰化・法改正】 危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこととしてほしい。前方不注意のような安全運転義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与えた場合は、「未必の故意」による危険運転として裁くこととしてほしい。交通犯罪のもたらす結果の重大性からも、新設された「自動車運転過失致死傷罪」の最高刑をさらに上げることや、飲酒ひき逃げの「逃げ得」という矛盾を生まない厳罰化など、法体系を整備してほしい。	(新規)	C	・道路交通関係法規のあり方については、交通安全基本計画の見直しの中で検討されるべき問題である。
230	【裁量的免除規定の廃止】 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げることとしてほしい。刑法211条2項の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる。」という「刑の裁量的免除」規定は廃止してほしい。	(新規)	C	・起訴便宜主義を廃止するかどうかは、刑事司法全体のあり方の中で検討されるべき問題である。
231	【計画策定委員に交通犯罪被害者等を】 交通犯罪予防対策として、5年間隔で「交通安全基本計画」が策定され、それが交通安全対策のよりどころとなっているが、その基本計画を策定する委員のメンバーにも交通犯罪被害者等を加えてほしい。	(新規)	C	・交通安全基本計画に関する要望であり、基本計画の見直しの中で検討することは難しい。
232	【性犯罪者の居場所特定】 韓国で導入されているように、性犯罪を犯した者については、再犯性が高いことから、身体にチップを埋め込み居場所が特定できるようにして再犯を防止するようにしてほしい。	(新規)	C	・同一被害者の再被害防止より、犯罪者の再犯防止策の観点で検討されるべき問題である。
233	【再審裁判所の創設】 無罪判決の出た被害者や冤罪事件の被害者が本当に安心して生活するために、再審裁判所を創設し、積極的に判決の見直しとともに真犯人を見つけ出すための再捜査を進める体制を作してほしい。	(新規)	C	・刑事司法全体のあり方の中で検討されるべき問題である。
234	【性犯罪者へのTV、各種媒体出演の禁止】 過去に性犯罪事件を犯しておきながら、TV等の公共媒体に平然と出演しているような状況がある。性犯罪被害者にとっては、非常に不快であることから、そのような人物がTV出演等で公共の場所に映し出されることがないようにしてほしい。	(新規)	C	・被害者の心情は理解できるが、メディアにおける表現の自由等に関わるテーマであり、犯罪被害者等施策の枠を超えている。
235	【弁護士への対応】 アポなしで被害者の自宅や実家を訪問したりするようなことはやめてほしいし、示談の申し込み等は事前に書面で行うなど、被害者の心情に配慮した対応をとってほしい。また、法廷で被害者の過去の性経験について持ち出すような戦略は弁護士会として廃止してほしい。	(新規)	C	弁護士自治の尊重の観点から、弁護士一般に対する研修の義務付けについては困難である。
236	【基本計画中の表現「事故」ではなく「犯罪」、「事件」に】 1 基本計画の中の「交通事故」という記述を「交通犯罪」「交通事件」という表現に統一してほしい。「事故」も「事件」としてほしい。 2 基本計画の随所に「努める」という消極的表現がみられるが、必ず実行すべき事柄としての表現に変えてほしい。(「第3 刑事手続きへの関与拡充への取組」の(13)から(16))	133～ 137	C	・現行計画策定時においても「交通事故を交通事犯としてはどうか」との議論がなされたが、犯罪かどうか当初の段階ではわからないなどの理由から、「交通事故」とすることとされた経緯がある。 ・後段については、施策の内容から「努める」にとどめざるをえないことからC

	要望事項	関連する 現行施策	整理案	備 考
237	【地方自治体レベルでの基本計画策定】 地方レベルでは、行政職員は「被害者と接したことがない。」「大切なことだが何からしてよいのかわからない。」という状況であり、こうした状況下で施策担当課、窓口を決めただけでは施策が動かないのは明らかである。まず行政内部の意識統一が必要であり、自治体レベルでの基本計画の策定を努力義務とし、総合的に取り組むための体制を作してほしい。	推進体制(2)	C	・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、計画策定の義務付け(努力義務を含む)は望ましくないものとされている。(地方分権第三次勧告)
238	【地方自治体レベルでの職員研修の充実】 地方自治体職員に関しては、ブロック別研修で担当課職員の研修は実施されたものの、まだまだ不十分である。担当課職員に対する一歩踏み込んだ専門研修とともに、全職員を対象とした基本的理解を推進する研修を実現できる方策を基本計画に盛り込んでほしい。	推進体制(2)	C	・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、市町村に対する研修は、原則としては都道府県で実施すべき問題であるため、地方分権の観点から、基本計画見直し場で検討することは難しい。
239	【地方自治体レベルでの基本計画具体化の検証】 条例や基本計画が仮にできたとしても、形骸化しては意味がないことは当然である。したがって、国同様に、地方レベルでも基本計画の推進状況を検証できる検討委員会を設置し、その中には必ず犯罪被害者・犯罪被害者遺族が委員として参加できる仕組みを作してほしい。	推進体制(2)	C	・犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、提案のような委員会の設置を義務付けることはできない。
240	【要望聴取会の開催方法】 率直な意見交換をするために、意見聴取会をする際には、被害者団体と支援団体を分けてほしい。	推進体制(2)	C	・現行施策の運用に関する要望であり、内閣府において改善を検討するが、基本計画の見直し場で検討することは難しい。